

令和 7 年第 5 回岐阜県議会定例会

条例その他議案  
関係資料

令和 7 年 1 2 月 3 日

## 目 次

議第 1 3 8 号 関 係 . . . . .	1
議第 1 3 9 号 関 係 . . . . .	2
議第 1 4 0 号 関 係 . . . . .	3
議第 1 4 1 号 関 係 . . . . .	5
議第 1 4 2 号 関 係 . . . . .	6
議第 1 4 3 号 関 係 . . . . .	7
議第 1 4 4 号 関 係 . . . . .	8
議第 1 4 5 号 関 係 . . . . .	1 0
議第 1 4 6 号 関 係 . . . . .	1 1
議第 1 4 7 号 関 係 . . . . .	1 2
議第 1 4 8 号 関 係 . . . . .	1 3
議第 1 4 9 号 関 係 . . . . .	1 4
議第 1 5 0 号 関 係 . . . . .	1 5
議第 1 5 1 号 関 係 . . . . .	1 6
議第 1 5 2 号 関 係 . . . . .	1 7
議第 1 5 4 号 関 係 . . . . .	1 8
議第 1 5 5 号 関 係 . . . . .	1 9

## 新藍川橋上部工事の請負契約について

県土整備部道路建設課

工 事 名：公共 道路改築（道路メンテナンス事業）

（主）川島三輪線（仮称）新藍川橋（P2-A2間）上部工事

工事場所：岐阜市加野 地内

工事概要：主要地方道川島三輪線は、各務原市から岐阜市に至る延長約18kmの路線であり、第2次緊急輸送道路に指定されている重要路線である。昭和43年に建設された藍川橋は供用後50年以上が経過し、老朽化が著しく進行しているため、前後区間で計画されている4車線化事業に合わせた架け替えを行い、道路利用者の利便性向上を図る。

本工事は、長良川を渡河する（仮称）新藍川橋の上部工事のうちP2からA2間の桁の製作・架設を行うものである。

工事内容：橋梁上部工

（仮称）新藍川橋（P2-A2間）（鋼4径間連続合成箱桁橋）

橋長 136.0m 幅員 13.0(25.0)m 鋼重：1,016t

製作・架設工 N=1式

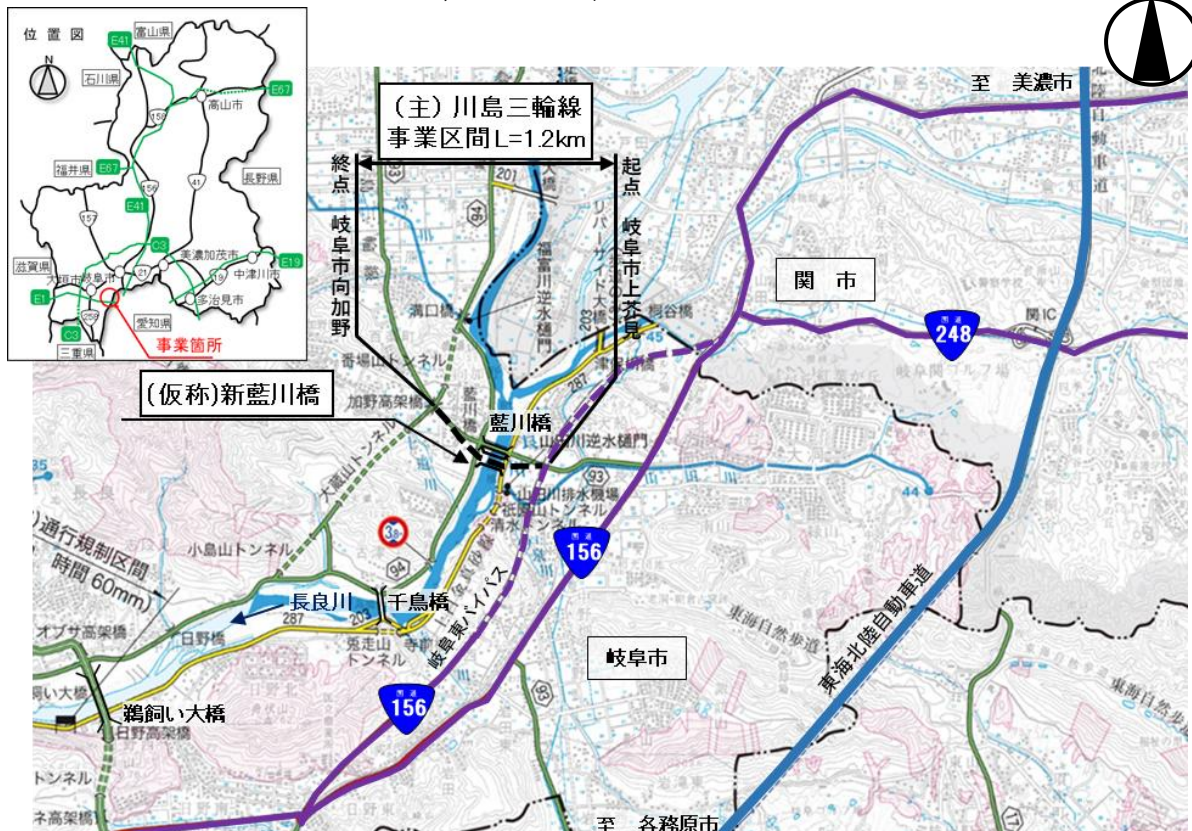
工 期：契約日 から 令和10年9月29日まで（約34ヶ月）

予定価格：1,417,999,000円（税込）

契約金額：1,342,000,000円（税込）

契約の相手方：横河・篠田特定建設工事共同企業体

## 位 置 図



## 長良川新橋下部工事の請負契約について

県土整備部道路建設課

工 事 名：公共 防災・安全交付金（改築）（債務）

（一）大垣江南線（仮称）長良川新橋下部工事（P7、P8）

工事場所：羽島市おぐま小熊町そとあわの外栗野 地内

工事概要：一般県道大垣江南線は、岐阜県大垣市から愛知県江南市に至る延長約7.4kmの幹線道路である。本事業は、一級河川長良川渡河部の交通混雑の緩和、物流の効率化・産業振興の推進、災害時に有効に機能するネットワーク確保を目的としている。

本工事は、長良川等を渡河する（仮称）長良川新橋の下部工事のうち、P7橋脚、P8橋脚の整備を行うものである。

工事内容：橋梁下部工

P7橋脚 N=1基

P8橋脚 N=1基

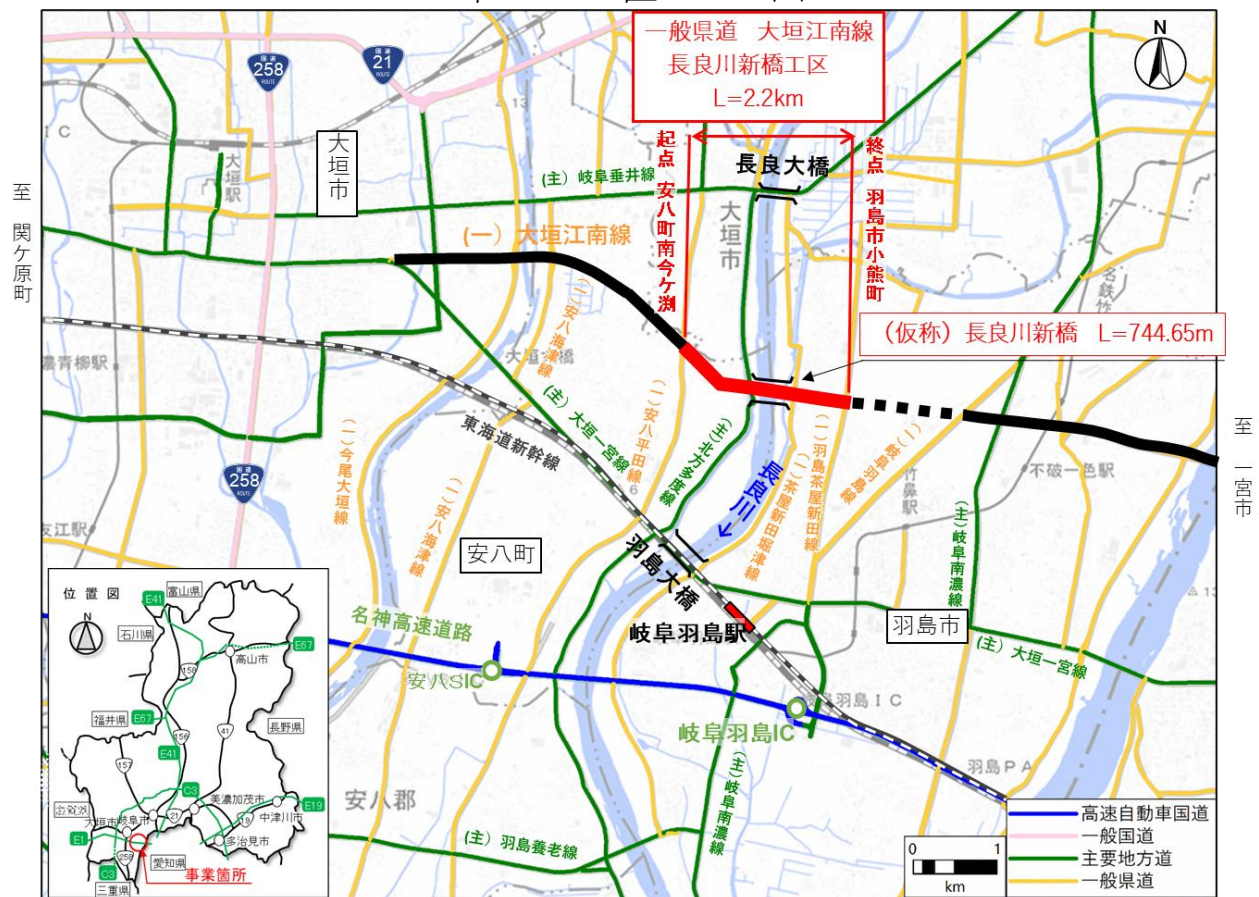
工 期：契約日 から 令和11年3月19日まで（約40ヶ月）

予定価格：919,177,600円（税込）

契約金額：918,500,000円（税込）

契約の相手方：TSUCHIYA・岐建特定建設工事共同企業体

## 位 置 図



## くろがね 鉄嶺トンネル第3期工事の請負契約の変更について

県土整備部道路建設課

工 事 名：公共 防災・安全交付金事業 (仮称) 鉄嶺トンネル第3期工事

工事場所：揖斐郡揖斐川町西横山及び坂内坂本 地内

工事概要：一般国道303号は、第2次緊急輸送道路に指定されている重要な路線であり、当該箇所では、災害時に有効に機能するネットワークの確保を目的にバイパス事業を進めている。

(仮称) 鉄嶺トンネルは、落石危険箇所及び線形不良箇所の解消による円滑な交通を確保するため、トンネル整備を行うものである。

工事内容：トンネル工事 (トンネル総延長2,420m)

変更前施工延長 770.00m

変更後施工延長 495.80m (274.20m減)

道路幅員 7.0m

内空断面積 47.05㎡

工法 NATM

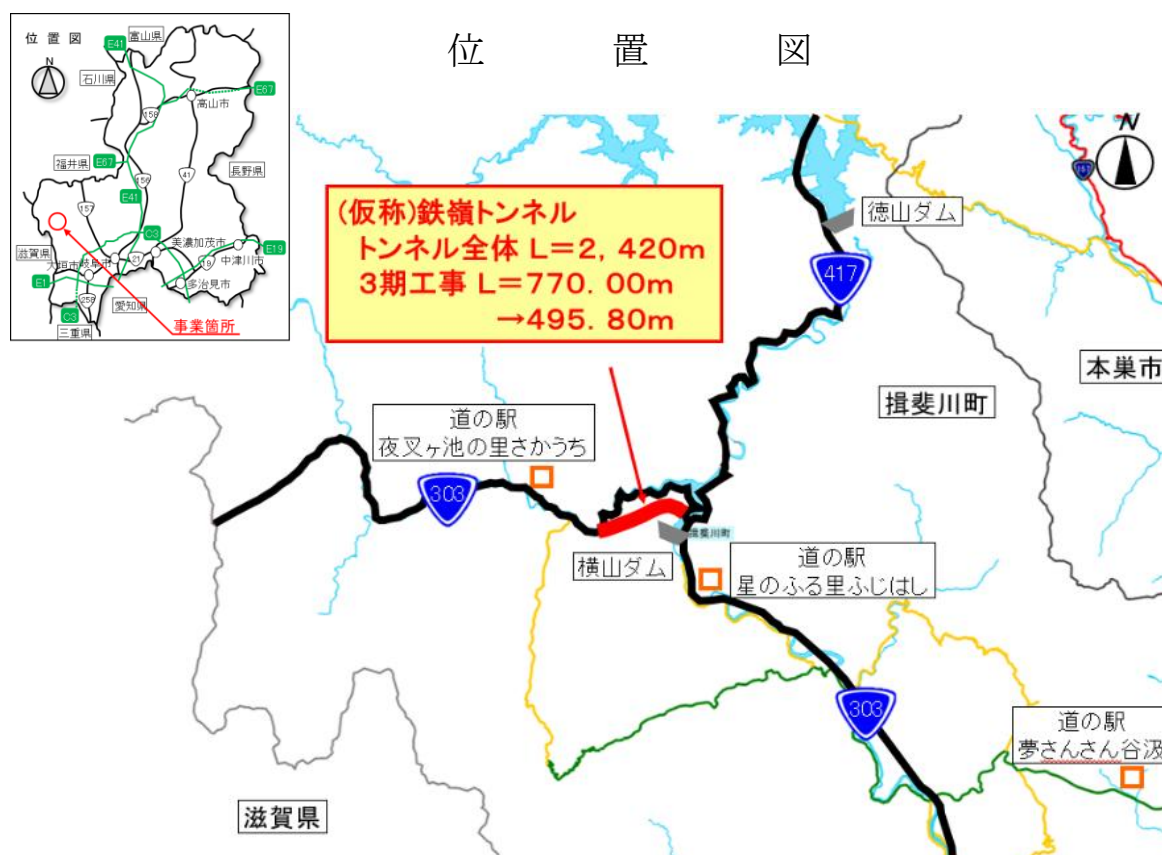
工 期：令和5年10月12日 から 令和11年3月19日まで (約65ヶ月)

契約の相手方：岐建・T S U C H I Y A ・久保田特定建設工事共同企業体

契 約 額：2,966,310,600円 (税込)

変更理由：山の土質状態が当初の想定よりも著しく悪く、追加で掘削面の周辺の土の補強を行いながら施工を進めてきたが、掘削中に崩壊が複数回発生した。作業の安全性を考慮し、別途、土質の再調査と施工方法の再検討を行うため、現契約に基づく掘削作業を終了したい。

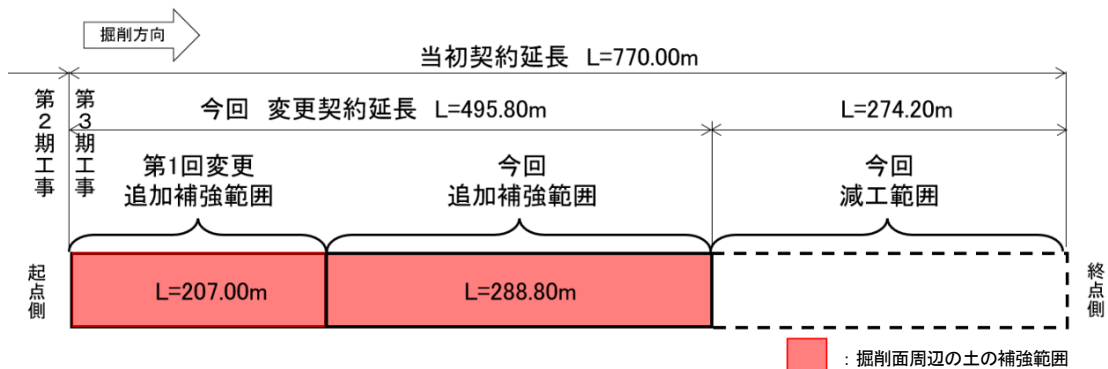
### 位 置 図



# 概要図

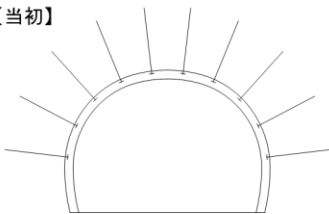


# 変更概要図

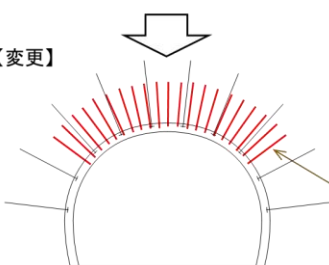


## 掘削面周辺の土の補強

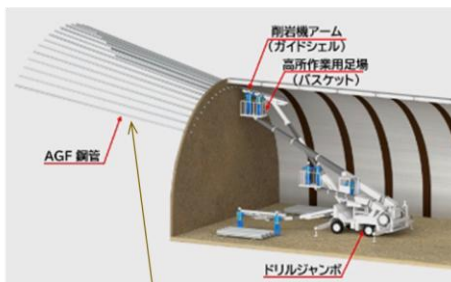
【当初】



【変更】

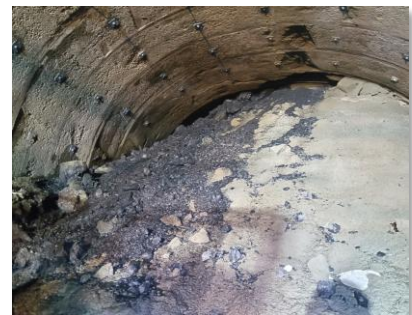


【施工作业イメージ】



先受工 (鋼管) を挿入し、  
固化材を注入して補強する

## 掘削中の崩壊状況



## 徳山ダム上流域の山林の取得について

都市建築部水資源課

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得をする。

- 1 所在地 揖斐郡揖斐川町門入字茂津谷2396番1の1ほか  
109筆
- 2 取得予定面積 43,742,999.75㎡(土地全体の面積)  
898,985.02㎡(持分割合換算面積)
- 3 所有者 中島太ほか19名
- 4 取得予定金額 99,787,283円
- 5 取得の方法 買収

## 【参考】

## (1) 今議会上程分の概要

	筆数	土地全体の面積(A)	持分割合換算面積(B) ((A)×各筆の持分割合)	取得割合(C) ((B)÷17,700ha×100)	取得(予定)金額
完全取得する山林	1筆	0.3ha	0.3ha	0.00%	287千円
持分取得する山林	109筆	4,374.0ha	89.6ha	0.51%	99,500千円
合計	110筆	4,374.3ha	89.9ha	0.51%	99,787千円

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

## (2) 既取得分と今回上程分の合計

	筆数	土地全体の面積(A)	持分割合換算面積(B) ((A)×各筆の持分割合)	取得割合(C) ((B)÷17,700ha×100)	取得(予定)金額
完全取得する山林	1,875筆	7,005ha	7,005ha	39.57%	7,878百万円
持分取得する山林	382筆	10,652ha	9,823ha	55.50%	11,031百万円
合計	2,257筆	17,657ha	16,828ha	95.07%	18,909百万円

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

<参考>

17,700ha(取得対象面積)－16,828ha(既取得分と今回上程分の合計)＝872ha(残取得分：4.93%)

## 岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンターに係る指定管理者の指定について

環境エネルギー生活部環境生活政策課

### 1 趣旨

「岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

### 2 対象施設

- ・施設名 岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター
- ・所在地 不破郡関ヶ原町大字玉1565-3 他
- ・設置目的 自然公園及び東海自然歩道の利用者に対し、自然の営み及び人文景観等の生成に関する理解を助けること。

### 3 指定管理者となる団体

- ・団体名 関ヶ原町
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### [現在の指定管理者]

- ・団体名 関ヶ原町
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### 4 特定者指名とする理由

県が施設を設置し、管理運営は関ヶ原町に委託するという役割分担により整備を行った施設であり、管理運営費を県と同町が折半するスキームが確立されている。地域住民も利用する施設でもあることから、県と関ヶ原町が協働して管理運営をしていくことが適当であるため。

#### 【参考】選定の経緯

令和7年6月19日

岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。

## 岐阜県福祉・農業会館に係る指定管理者の指定について

健康福祉部健康福祉政策課

### 1 趣旨

「岐阜県福祉・農業会館」に係る現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

### 2 対象施設

- ・施設名 岐阜県福祉・農業会館
- ・所在地 岐阜市下奈良2丁目2番1号
- ・主要な設備 貸会議室4室、入居団体事務室

### 3 指定管理者となる団体

- ・団体名 株式会社三和サービス（岐阜市西鶉1丁目52番地）
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### [現在の指定管理者]

- ・団体名 株式会社三和サービス
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

#### 【参考】選定の経緯

令和7年7月1日

～8月12日 公募

応募団体：株式会社三和サービス（1団体）

10月20日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、株式会社三和サービスを優先交渉権者に選定

## 岐阜県福祉友愛プール及び岐阜県福祉友愛アリーナに係る 指定管理者の指定について

健康福祉部障害福祉課

### 1 趣旨

県立障がい者スポーツ施設に係る現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

### 2 対象施設

施設名	岐阜県福祉友愛プール	岐阜県福祉友愛アリーナ
所在地	岐阜市鷺山向井2563-18	岐阜市則武1816-1
主要な設備	メインプール、サブプール、 トレーニング室、会議室、家族更衣室、駐車場	フロア、サウンドテーブルテニス室、家族更衣室、駐車場

### 3 指定管理者となる団体

- ・団体名 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会（岐阜市下奈良2丁目2番1号）
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### [現在の指定管理者]

- ・団体名 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### 4 特定者指名とする理由

#### (1) 県とともに障がい者スポーツを統括・推進する県内唯一の団体

県障害者スポーツ協会は、障がい者スポーツの振興やスポーツを通じた障がい者の社会参加の推進等を目的に設立され、県・市町村・関係機関と連携して、各種障がい者スポーツ事業を展開する公益性の高い団体であるとともに、「清流の国ぎふスポーツ推進計画（R4.3月策定）」において、県全体の障がい者スポーツ振興を包括的に担う者として位置づけられた唯一の団体であること。

#### (2) 障がい者スポーツ事業の豊富な実施実績に基づく適切な指導が可能

平成14年度の協会設立以降23年間にわたり、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣や、県パラスポーツ大会の開催及び各種スポーツの普及を推進してきた実績を有し、それらを通じて蓄積されたノウハウを生かした適切な指導、助言ができる団体であること。

### (3) 障がい者団体との密接な連携が可能

県身体障害者福祉協会や県手をつなぐ育成会、県精神保健福祉会連合会をはじめとした障がい者団体の代表を理事とする団体であり、障がい者の当事者団体として、各団体と密接な連携を図ることが可能なこと。

#### 【参考】選定の経緯

令和7年8月6日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。

## 5 現行の指定管理との変更点

障がい者のさらなる社会参加を促進することを目的として、次のとおり変更する。

### (1) 岐阜県福祉友愛プールの利用対象者の拡大

	現行	令和8年4月1日～
福祉友愛 プール	障がい者、介助者、 60歳以上の者	障がい者優先 (すべての人利用可)
福祉友愛 アリーナ	障がい者優先 (すべての人利用可)	

### (2) 利用者の利便性、満足度の向上のための魅力向上事業の実施

スポーツ施設としての利用にとどまらず、施設内で飲食しながら休憩できるよう、カフェ、本や雑誌の設置といった環境づくりを行う。

## セラミックパークMINO<sup>み</sup>のに係る指定管理者の指定について

商工労働部地域産業課

### 1 趣旨

「セラミックパークMINO」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

### 2 対象施設

- ・施設名 セラミックパークMINO
- ・所在地 多治見市東町4丁目2番地の5
- ・設置目的 地域における陶磁器にかかわる産業と文化の融合を目的とし、岐阜県現代陶芸美術館と連携して陶磁器産業の育成を図り、もって岐阜県の産業の発展及び観光の振興に資すること。

### 3 指定管理者となる団体

- ・団体名 公益財団法人セラミックパーク美濃（多治見市東町4丁目2番地の5）
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### [現在の指定管理者]

- ・団体名 公益財団法人セラミックパーク美濃
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### 4 特定者指名とする理由

公益財団法人セラミックパーク美濃は、本施設の設置にあたり、県と地元3市（多治見市、瑞浪市、土岐市）が共同負担・共同運営するための固有のスキームとして設立されたものであり、地元3市も、引き続き、現行の運営スキームを維持すべきとの見解で一致しているため、本施設の指定管理者とする。

#### **【参考】選定の経緯**

令和7年6月19日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。

## 岐阜県先端科学技術体験センターに係る指定管理者の指定について

観光文化スポーツ部文化伝承課

### 1 趣旨

「岐阜県先端科学技術体験センター」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

### 2 対象施設

- ・施設名 岐阜県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）
- ・所在地 瑞浪市明世町戸狩54番地
- ・設置目的 青少年の科学への興味を喚起し、知性豊かな創造性に満ちた人材の育成を図るとともに、広く県民に生涯学習の場を提供すること。

### 3 指定管理者となる団体

- ・団体名 トータルメディア中電クラブス科学サービス  
構成員 株式会社トータルメディア開発研究所（代表団体）  
中電クラブス株式会社
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### [現在の指定管理者]

- ・団体名 トータルメディア中電クラブス科学サービス
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

#### 【参考】選定の経緯

令和7年7月11日

～8月25日 公募

応募団体：トータルメディア中電クラブス科学サービス  
(1団体)

10月20日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、トータルメディア中電クラブス科学サービスを優先交渉権者に選定

## 岐阜アリーナに係る指定管理者の指定について

観光文化スポーツ部地域スポーツ課

### 1 趣旨

「岐阜アリーナ」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

### 2 対象施設

- ・施設名 岐阜アリーナ（OKBぎふ清流アリーナ）
- ・所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号
- ・設置目的 県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事及び集会の用に供すること。

### 3 指定管理者となる団体

- ・団体名 岐阜アリーナ運営共同体  
構成員 ドルフィン株式会社（代表団体）  
株式会社河合楽器製作所
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### [現在の指定管理者]

- ・団体名 岐阜アリーナ運営共同体
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

#### 【参考】選定の経緯

令和7年7月11日

～8月26日 公募

応募団体：岐阜アリーナ運営共同体（1団体）

10月20日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、岐阜アリーナ運営共同体を優先交渉権者に選定

## 岐阜県グリーンスタジアムに係る指定管理者の指定について

観光文化スポーツ部地域スポーツ課

### 1 趣旨

「岐阜県グリーンスタジアム」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

### 2 対象施設

- ・施設名 岐阜県グリーンスタジアム（川崎重工ホッケースタジアム）
- ・所在地 各務原市下切町6丁目1-4
- ・設置目的 県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事の用に供すること。

### 3 指定管理者となる団体

- ・団体名 各務原市
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### 【現在の指定管理者】

- ・団体名 各務原市
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### 4 特定者指名とする理由

当施設は、各務原市からの要望により設置された経緯があり、平成12年の開設時から同市が管理運営を行っており、管理運営経費については、利用料金収入等による不足額を市が全額負担するスキームが確立されている。

「ホッケーの街」として、市を挙げてホッケー競技の振興や競技力の向上に取り組んでおり、中・高・大学等の利用のほか、ナショナルトレーニングセンターの指定、国際大会等の誘致も行っており、今後も指定管理者として十分な役割が期待できる。

#### 【参考】選定の経緯

令和7年6月19日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。

## 岐阜県川辺漕艇場<sup>そう</sup>に係る指定管理者の指定について

観光文化スポーツ部地域スポーツ課

### 1 趣旨

「岐阜県川辺漕艇場」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

### 2 対象施設

- ・施設名 岐阜県川辺漕艇場
- ・所在地 加茂郡川辺町中川辺1675番地3
- ・設置目的 県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事の用に供すること。

### 3 指定管理者となる団体

- ・団体名 川辺町
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### [現在の指定管理者]

- ・団体名 川辺町
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### 4 特定者指名とする理由

当施設は、川辺町からの要望により設置された経緯があり、昭和45年の開設時から同町が管理運営を行っており、管理運営経費については、利用料金収入等による不足額を町が全額負担するスキームが確立されている。

「ボート王国かわべ」を掲げ、町を挙げてボート競技の振興や競技力の向上に取り組んでおり、各種ボート競技大会の会場として利用されるほか、ボート競技に精通した職員や町のスポーツ団体のスタッフによる円滑な大会運営が行われており、今後も指定管理者として十分な役割が期待できる。

#### **【参考】選定の経緯**

令和7年6月19日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。

## 岐阜県東濃牧場に係る指定管理者の指定について

農政部畜産振興課

### 1 趣 旨

「岐阜県東濃牧場」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

### 2 対象施設

- ・施設名 岐阜県東濃牧場
- ・所在地 恵那市長島町鍋山4-66
- ・設置目的 乳用雌牛育成や夏期の預り放牧を行うことで、農家の労働負担軽減を図り、家畜資源の確保及び畜産経営の合理化に資する。

### 3 指定管理者となる団体

- ・団体名 一般社団法人岐阜県農畜産公社（岐阜市藪田南5丁目14番12号）
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### [現在の指定管理者]

- ・団体名 一般社団法人岐阜県農畜産公社
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### 4 特定者指名とする理由

当該候補者は、牧場整備と同時に、牧場業務を委託するため県及び農業関係団体の出資により設立された団体であり、本県における酪農、肉用牛振興の推進の一翼を担い、畜産研究所等と連携し、雌雄判別受精卵を活用した乳用初妊牛の供給を行うなど、家畜育成に関して十分な知識、技術、実績を有しているため。

また、県内に乳用牛及び肉用牛育成の飼養管理技術と経験を持ち合わせた職員を複数抱える組織は他にない。

このため、一般社団法人岐阜県農畜産公社を特定者指名とする。

#### 【参考】選定の経緯

令和7年8月6日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。

## 岐阜県飛驒牧場に係る指定管理者の指定について

農政部畜産振興課

### 1 趣 旨

「岐阜県飛驒牧場」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

### 2 対象施設

- ・施設名 岐阜県飛驒牧場
- ・所在地 高山市清見町檜谷116-4
- ・設置目的 夏期の預り放牧を行うことで、農家の労働負担軽減を図り、家畜資源の確保及び畜産経営の合理化に資する。

### 3 指定管理者となる団体

- ・団体名 一般社団法人岐阜県農畜産公社（岐阜市藪田南5丁目14番12号）
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### [現在の指定管理者]

- ・団体名 一般社団法人岐阜県農畜産公社
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### 4 特定者指名とする理由

当該候補者は、牧場整備と同時に、牧場業務を委託するため県及び農業関係団体の出資により設立された団体であり、本県における肉用牛振興の推進の一翼を担い、畜産研究所等と連携し、高品質な和牛受精卵の供給を行うなど、家畜育成に関して十分な知識、技術、実績を有しているため。

また、県内に肉用牛育成の飼養管理技術と経験を持ち合わせた職員を複数抱える組織は他にない。

このため、一般社団法人岐阜県農畜産公社を特定者指名とする。

#### 【参考】選定の経緯

令和7年8月6日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。

## 岐阜県さぼう遊学館に係る指定管理者の指定について

県土整備部砂防課

### 1 趣旨

「岐阜県さぼう遊学館」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

### 2 対象施設

- ・施設名 岐阜県さぼう遊学館
- ・所在地 海津市南濃町奥条
- ・設置目的 砂防事業に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図るための学習施設

### 3 指定管理者となる団体

- ・団体名 海津市
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### [現在の指定管理者]

- ・団体名 海津市
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### 4 特定者指名とする理由

当施設設置にあたり、市がその目的を理解・共感し、管理を一切引き受けるとして誘致された経緯があり、市も費用負担をして管理運営を行ってきた実績がある。今後も管理者として指定されれば、費用負担をして管理運営を継続する意向であること。

当施設は市が設置する「羽根谷だんだん公園」内に設置されているが、同公園も砂防事業に関する知識の向上、防災意識の高揚を図ることを目的とした施設であり、両施設を一体的に管理運営することが効率的かつ効果的である。市は今後も一体的な管理を継続する意向であること。

当施設の周辺には、市が運営する「月見の森」「南濃温泉水晶の湯」「道の駅月見の里南濃」「羽根谷だんだん公園キャンプ場」などがあり、これらの施設と連携させることで、観光振興にも寄与することができる。

#### 【参考】選定の経緯

令和7年6月19日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。
- ・あわせて、特定者指名団体の個別審査は実施不要とされた。

## 公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更について

健康福祉部医療福祉連携推進課

### 1 定款変更の前提となる事実について

羽島市による地籍調査の結果、公立大学法人岐阜県立看護大学の学校用地に河川区域が含まれていることが特定され、地目「堤」として分筆登記された。当該土地は、法人設立時（平成22年4月1日）に県から法人へ出資した土地の一部であるが、学校運営上必要ではないため、地方独立行政法人法第42条の2に基づく不要財産の納付の手続により、出資者である県へ納付される。

これに伴い、定款の別表のうち、学校用地の地積が変更となるもの。

### 2 改正内容

当該土地を県へ納付することに伴い、定款の別表のうち、学校用地の地積を「77,304㎡」から「73,097㎡」に改める。

### 3 施行日

総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日

## 公立大学法人岐阜県立看護大学が行う出資等に係る不要財産の 納付の認可について

健康福祉部医療福祉連携推進課

### 1 概要

羽島市による地籍調査の結果、公立大学法人岐阜県立看護大学の学校用地に河川区域が含まれていることが特定され、地目「堤」として分筆登記された。当該土地は、学校運営上必要ではないため、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第42条の2に基づく不要財産の納付の手続により、出資者である県へ納付されるもの。

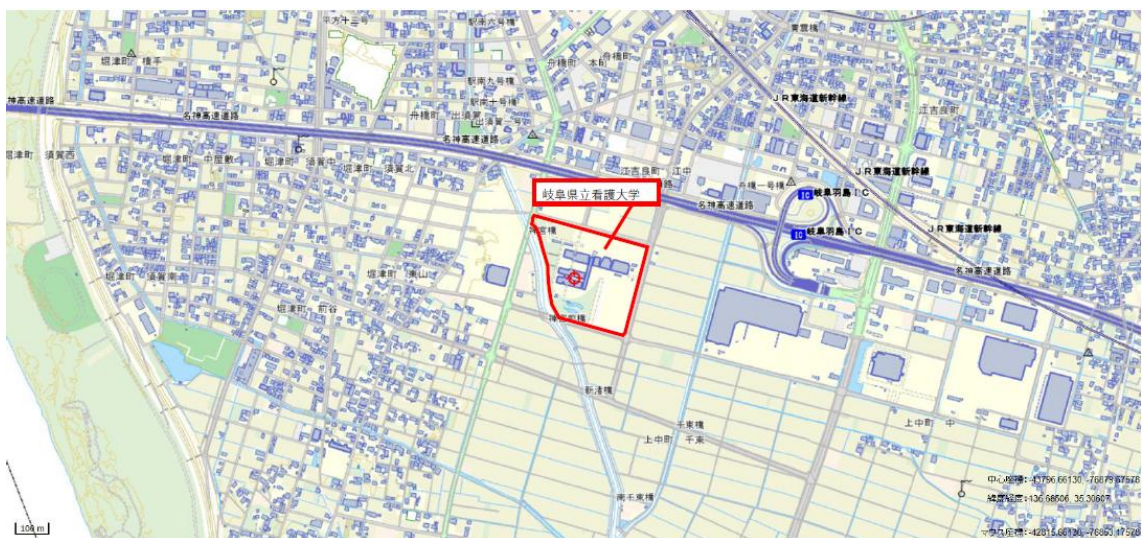
### 2 認可の妥当性

法第42条の2第1項において、「地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体に納付するものとする」とこととされている。

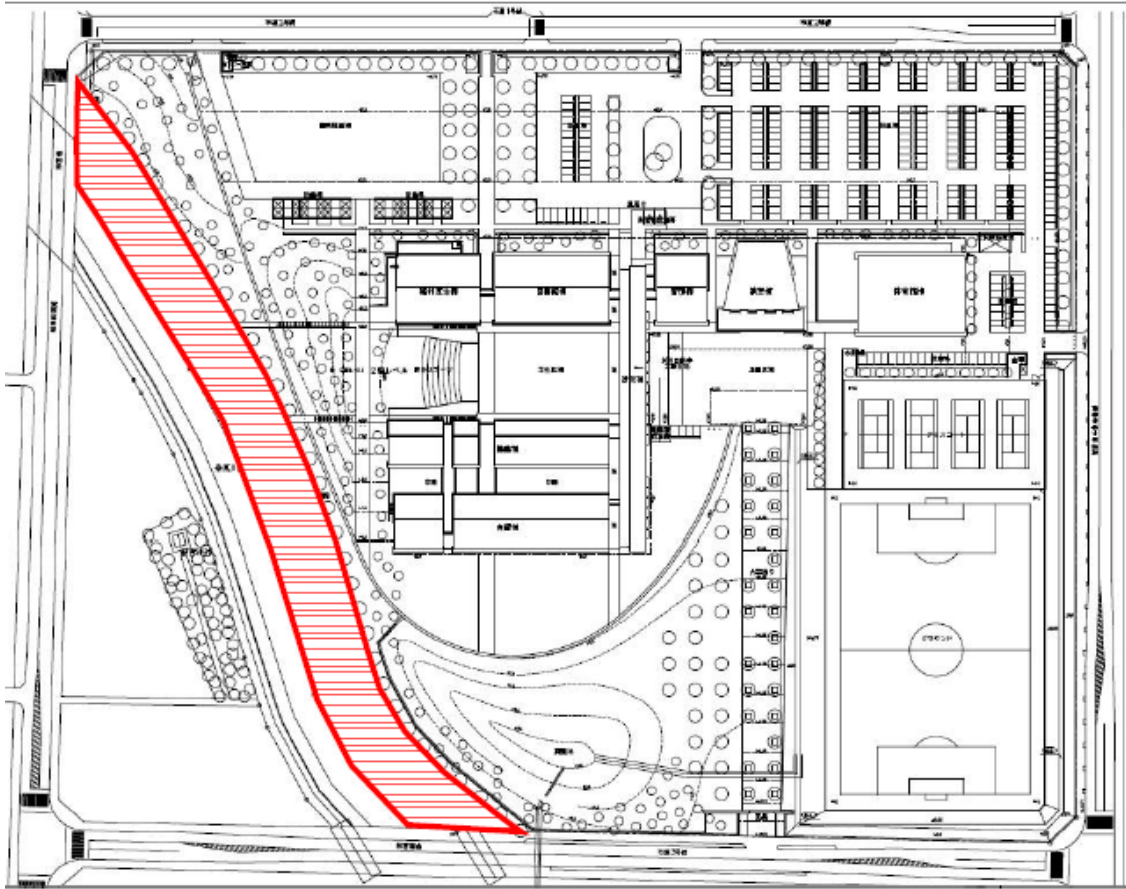
また、同条第5項に基づき、令和7年8月29日に開催された評価委員会において、本件については「認可することが適当である」との意見書が提出された。

### 3 地図

<位置図>



<納付される土地（赤囲い部分）>



#### 4 認可日

本議案の議決日